

○琉球大学大学院学則（案）

〔昭和52年3月26日
制 定〕

第1章 総則

（目的）

第1条 琉球大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程等に定めるものとする。

（入学者選抜）

第1条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を備えて行うものとする。

（教育研究活動等の状況の公表）

第1条の4 教育研究活動等の状況の公表については、琉球大学学則（以下「学則」という。）第1条の3の規定を準用する。

第2章 組織及び学生定員

（研究科）

第2条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

観光科学研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

（課程）

第3条 観光科学研究科及び農学研究科に修士課程、教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程、医学研究科に修士課程及び博士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及

び理工学研究科に博士課程、法務研究科に専門職学位課程を置く。

- 2 人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うものとする。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

（専攻及び講座）

第4条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士前期課程

総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻

博士後期課程

比較地域文化専攻

観光科学研究科

観光科学専攻

教育学研究科

学校教育専攻、特別支援教育専攻、臨床心理学専攻、教科教育専攻、高度教職実践専攻

医学研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

医学専攻

保健学研究科

博士前期課程

保健学専攻

博士後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻、情報工学専攻、数理科学専攻、物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻

博士後期課程

生産エネルギー工学専攻、総合知能工学専攻、海洋環境学専攻

農学研究科

亜熱帯農学専攻

法務研究科

法務専攻

- 2 前項に規定する研究科の専攻に講座を置くことができる。
- 3 研究科の専攻に置く講座については、別に定める。

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第4条の2 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、琉球大学、佐賀大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

- 2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部の教員とともに、琉球大学の農学部及び熱帯生物圏研究センターの教員が担当するものとする。

(収容定員)

第5条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士前期課程		博士課程、博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	17人	34人				
	人間科学専攻	16人	32人				
	国際言語文化専攻	12人	24人				
	比較地域文化専攻			4人	12人		
	小計	45人	90人	4人	12人		
観光科学研究科	観光学専攻	6人	12人				
教育学研究科	学校教育専攻	3人	6人				
	特別支援教育専攻	3人	6人				
	臨床心理学専攻	3人	6人				

	教 科 教 育 専 攻	12 人	24 人				
	高 度 教 職 実 践 専 攻					14 人	28 人
	小 計	21 人	42 人			14 人	28 人
医 学 研究科	医 科 学 専 攻	15 人	30 人				
	医 学 専 攻			30 人	120 人		
	小 計	15 人	30 人	30 人	120 人		
保健学 研究科	保 健 学 専 攻	10 人	20 人	3 人	9 人		
理 工 学 研究科	機 械 シス テ ム 工 学 専 攻	27 人	54 人				
	環 境 建 設 工 学 専 攻	24 人	48 人				
	電 気 電 子 工 学 専 攻	24 人	48 人				
	情 報 工 学 専 攻	18 人	36 人				
	数 理 科 学 専 攻	10 人	20 人				
	物 質 地 球 科 学 専 攻	16 人	32 人				
	海 洋 自 然 科 学 専 攻	26 人	52 人				
	生 産 エネ ルギー 工 学 専 攻			4 人	12 人		
	総 合 知 能 工 学 専 攻			3 人	9 人		
	海 洋 环 境 学 専 攻			5 人	15 人		
	小 計	145 人	290 人	12 人	36 人		
農 学 研究科	亜熱帶 農 学 専 攻	35 人	70 人				
法 務 研究科	法 務 専 攻					16 人	48 人

合	計	277人	554人	49人	177人	30人	76人
---	---	------	------	-----	------	-----	-----

第3章 教員組織

(教員組織)

- 第6条** 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
- 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

第4章 運営組織

(研究科長)

- 第7条** 研究科に研究科長を置く。
- 2 研究科長（医学研究科長を除く。）は、基礎となる学部の学部長（基礎となる学部が複数の場合は、当該研究科委員会で選考された者）をもって充てる。ただし、基礎となる学部の学部長が当該研究科担当の教授でない場合又は基礎となる学部がない場合においては、当該研究科担当の教授のうちから選ばれた者を充てる。
- 3 医学研究科長にあっては医学部長をもって充てる。ただし、医学部長が医学研究科専任教授以外から選ばれた場合は、医学研究科長は医学研究科教授会で選考された者を充てる。

(副研究科長)

- 第7条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。
- 2 副研究科長の選考その他必要な事項に関しては、別に定める。

(研究科委員会等)

- 第8条** 研究科に関する重要事項を審議するため、各研究科に研究科委員会（医学研究科にあっては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。）を置く。
- 2 研究科委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院委員会)

- 第8条の2** 大学院の運営等に関する事項を審議するため琉球大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）を置く。
- 2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

- 第9条** 学年、学期及び休業日については、学則第14条から第16条までの規定を準用する。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第10条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

(在学期間)

第11条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

第7章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第13条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含

む。) であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 國際連合大学本部に関する國際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の國際連合総会決議に基づき設立された國際連合大学(以下「國際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。)を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学に4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含

む。) であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者

- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第14条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第15条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

- 2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。
- 3 前項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第16条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第16条の2 本学の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(再入学)

第17条 学長は、第23条の規定による退学者で退学後2年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第18条 学長は、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。)の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

3 休学期間は、第11条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第21条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(転学)

第22条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長に願い出、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第23条 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 第20条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者
- (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
- (7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第25条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科

目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（授業及び研究指導）

第25条の2 大学院（専門職学位課程を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。
- 3 専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行うものとする。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 4 前項における授業科目の授業は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

（授業科目）

第25条の3 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）

第25条の4 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第28条の2により準用する学則第20条第3項各号に定める時間をもって一単位とする。

（履修方法）

第26条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

（教育方法の特例）

第26条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第26条の3 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第10条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第11条に定める在学期間を超えること

はできない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て10単位を超えない範囲で認めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び法務研究科の専門職学位課程にあっては、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、24単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
 - (2) 法務研究科にあっては、36単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条の2 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、前条の規定により修得した単位と合わせて10単位を超えない範囲で認めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び法務研究科の専門職学位課程にあっては、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、前条の規定により習得した単位と合わせて24単位を超えない範囲で認めることができる。
 - (2) 法務研究科にあっては、前条の規定により修得した単位と合わせて30単位（同条第2項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で認めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第27条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第27条の4 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(学則の準用)

第28条の2 大学院の各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第20条及び第21条の規定を準用する。

第9章 課程の修了要件、学位の授与及び教員免許状

(単位の認定)

第29条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第30条 成績の評価は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格としFを不合格とする。ただし、法務研究科については、別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第31条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第31条の2 博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第10条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(医学研究科の博士課程の修了要件)

第31条の3 医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科の専門職学位課程の修了要件)

第31条の4 法務研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、99単位以上を修得し、かつ、3年修了時において別に定めるGPAの一定基準を満たすこととする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第27条の2第1項の規定により本学法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学法務研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 3 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については1年次配当科目37単位のうち36単位を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第27条及び第27条の2の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第3項及び第27条第2項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(教育学研究科の専門職学位課程の修了要件)

第31条の5 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、48単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む)を修得することとする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第27条の2第1項の規定により本学教育学研究科の専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を同専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により同専門職学位課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本学教育学研究科専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるときは、大学院に入学する前の小学校等

の教員としての実務の経験を有する者について、10 単位を超えない範囲で、第 1 項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位の授与)

第32条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。
- 4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第32条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 大学院において当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
人文社会科学研究所	総合社会システム専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民、商業
	人間科学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民
	国際言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、英語
	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、家庭、工業、英語、情報

		幼稚園教諭専修免許状	
	特別支援教育 専攻	特別支援学校教諭専修免 許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
教育学研究科	臨床心理学専 攻	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学 理科, 音楽, 美術 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科 音楽, 美術, 工芸 保健体育, 家庭, 工業, 英語, 情報
	教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学 理科, 音楽, 美術 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科 音楽, 美術, 工芸 保健体育, 家庭, 工業, 英語
	高度教職実践 専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学 理科, 音楽, 美術 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語, 宗教
			国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科

		高等学校教諭専修免許状	音楽, 美術, 工芸 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 工業, 英語, 情報, 農業, 商業, 水産, 福祉, 宗教
		幼稚園教諭専修免許状	
		養護教諭 専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	
保健学研究科	保健学専攻	養護教諭 専修免許状	
理 工 学 研 究 科	機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	環境建設工学専攻		
	電気電子工学専攻		
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	
	物質地球科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
農 学 研 究 科	亜熱帯農学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

第10章 検定料, 入学料, 授業料及び学修支援料

(検定料, 入学料, 授業料及び学修支援料)

第33条 検定料、入学科、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 検定料、入学科及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第41条から第43条まで、第44条の2及び第45条の規定を準用する。
- 3 第35条の5に定める法務学修生については、検定料及び入学科は徴収しない。
- 4 法務学修生の学修支援料は、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生となった場合、最初の6か月分はこれを徴収しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、本学大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学科を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、本学教育学部附属小学校及び中学校の教員が、当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合、又は本学大学院の社会人特別選抜（現職高等学校教員等）により入学する場合は、授業料を徴収しない。ただし、第10条第1項に定める標準修業年限（第26条の3第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあっては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限）を超えて在学する場合は、その超えた期間の授業料を徴収する。
- 7 本学大学院に在学する者のうち、人物及び研究業績（学業成績を含む。）が特に優秀と認められる者等（「学術研究優秀者」という。）の授業料を免除する。
- 8 第1項の規定にかかわらず、外国の大学院等と本学大学院理工学研究科とのダブルディグリープログラムに関する協定に基づく、外国の大学院等の学生に係る検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

（納付した授業料等）

第34条 納付した検定料、入学科、授業料及び学修支援料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合には、当該者の申出により、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

第11章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、法務学修生及び外国人学生

（特別聴講学生）

- 第35条** 学長は、大学院において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。
- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

（特別研究学生）

第35条の2 学長は、大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第35条の3 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第35条の4 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(法務学修生)

第35条の5 学長は、法務研究科の課程を修了した者で、司法試験のため本学の学修環境下で自主学修を希望する者があるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

(外国人学生)

第36条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができる。

第12章 賞罰

(表彰)

第37条 学生として、表彰に値する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第38条 学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があつたときは、学長は研究科委員会等及び教育研究評議会の議を経て、これを懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の停学の期間は、第11条に規定する在学期間に算入し、第10条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4 第2項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 雜則

(準用規定)

第39条 学生については、本学則及び研究科規程に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項の場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和52年5月2日から施行する。

附 則（昭和52年8月30日）

この学則は、昭和52年8月30日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、昭和58年度における農学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

農 学 専 攻	22名
農芸化学専攻	19名
農業工学専攻	5名
畜産学専攻	19名
林学専攻	15名
小 計	80名

附 則（昭和58年7月26日）

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月26日）

この学則は、昭和60年2月26日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月1日）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和60年度における工学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

機 械 工 学 専 攻	4 人
建 設 工 学 専 攻	6 人
電 気 ・ 情 報 工 学 専 攻	5 人
小 計	15 人

附 則（昭和61年3月31日）

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和61年度における保健学研究科保健学専攻の総定員は、10人とする。

附 則（昭和62年4月1日）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、法学研究科法学専攻及び医学研究科各専攻の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	昭 和 62 年 度
法学研究科	法 学 専 攻	10 人

研 究 科 名	専 攻 名	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度
医 学 研 究 科	形態機能系専攻	10 人	20 人	30 人
	生体制御系専攻	13 人	26 人	39 人
	環境生態系専攻	7 人	14 人	21 人

附 則（昭和63年2月23日）

この学則は、昭和63年2月23日から施行する。

附 則（平成元年3月28日）

- 1 この学則は、平成元年3月28日から施行する。
- 2 琉球大学大学院学則の一部を改正する学則（昭和62年4月1日制定）附則第2項の改正規定は、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成2年度における教育学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

学校教育専攻	5人
教科教育専攻	15人
小 計	20人

附 則（平成3年4月1日）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成3年度における工学研究科機械工学専攻の総定員は、12人とする。

附 則（平成3年5月21日）

この学則は、平成3年5月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年8月27日）

この学則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年3月27日）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月19日）

この学則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則（平成5年11月30日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月22日）

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、平成6年6月24日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成6年度における教育学研究科教科教育専攻の収容定

員は、39人とする。

附 則（平成6年9月27日）

この学則は、平成6年9月27日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則（平成7年3月28日）

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻は改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学する者が法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻、農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻の平成7年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

人文社会科学研究科	応用法学・社会科学専攻	17人
	地域文化専攻	17人
	小計	34人
農学研究科	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人
	小計	40人

附 則（平成8年3月26日）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成8年度における教育学研究科教科教育専攻及び理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	54人

	小 計	54 人
理 学 研 究 科	数 学 専 攻	14 人
	物 理 学 専 攻	14 人
	化 学 専 攻	12 人
	生 物 学 専 攻	12 人
	海 洋 学 専 攻	15 人
	小 計	67 人

附 則（平成 9 年 3 月 25 日）

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日に工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日に工学研究科の当該専攻に在学する者が工学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、工学研究科の各専攻の平成 9 年度から平成 10 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成 9 年度		平成 10 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	機械システム工学専攻	22 人			
	環境建設工学専攻	18 人			
	電気電子工学専攻	18 人			
	情報工学専攻	12 人			
	生産エネルギー工学専攻		4 人		8 人
	総合知能工学専攻		3 人		6 人

	小	計	70人	7人		14人
--	---	---	-----	----	--	-----

附 則（平成10年3月31日）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、海洋学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び海洋学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に理学研究科の当該専攻に在学する者が理学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科の各専攻の平成10年度から平成11年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度		平成11年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
理工学研究科	数理科学専攻	12人			
	物質地球科学専攻	20人			
	海洋自然科学専攻	26人			
	生産エネルギー工学専攻		8人		
	総合知能工学専攻		6人		
	海洋環境学専攻		5人		10人
	小計	198人	19人		31人

附 則（平成12年7月25日）

この学則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則（平成13年3月30日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第4条の

規定にかかわらず、平成13年3月31日に人文社会科学研究科の当該専攻に在学する者が人文社会科学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の各専攻の平成13年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成13年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	21人
	人間科学専攻	17人
	国際言語文化専攻	13人
	小計	51人

附 則（平成13年9月18日）

この学則は、平成13年9月18日から施行する。

附 則（平成14年12月17日）

この学則は、平成14年12月17日から施行する。

附 則（平成15年3月28日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学研究科の各専攻の平成15年度から平成17年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
医学研究科	医科学専攻	25人	50人	75人
	感染制御医科学専攻	13人	26人	39人
	小計	38人	76人	114人

附 則（平成15年4月21日）

この学則は、平成15年4月21日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月24日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の30条の規定にかかわらず、平成17年度以前入学者（再入学については、当初の入学年度が平成17年度以前入学者）の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月16日）

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会学研究科の比較地域文化専攻の平成18年度から平成19年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成18年度		平成19年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
人文社会学研究科	比較地域文化専攻			4人	8人

附 則（平成19年2月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、保健学研究科の保健学専攻の平成19年度から平成20年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成19年度		平成20年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
保健学研究科	保健学専攻			3人	6人

附 則（平成19年4月24日）

この学則は、平成19年4月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年9月25日）

この学則は、平成19年9月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月20日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月6日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月18日）

この学則は、平成20年2月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年2月28日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月24日）

この学則は、平成20年6月24日から施行する。

附 則（平成20年11月25日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、観光科学研究科の観光科学専攻の平成21年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	平成21年度
観光科学研究科	観光科学専攻	6人

附 則（平成21年3月24日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月28日）

この学則は、平成21年7月28日から施行する。

附 則（平成22年3月30日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程の情報工学専攻の平成22年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	平成22年度
理工学研究科 (博士前期課程)	情報工学専攻	30人

- 3 改正後の第5条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	平成22年度	平成23年度

法務研究科	法務専攻	82人	74人
-------	------	-----	-----

附 則（平成22年9月27日）

この学則は、平成22年9月27日から施行する。

附 則（平成23年1月25日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月22日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に農学研究科の当該専攻に在学する者が農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	平成23年度
理工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	49人
	環境建設工学専攻	42人
	電気電子工学専攻	42人
	情報工学専攻	36人
	数理科学専攻	22人
	物質地球科学専攻	36人
	海洋自然科学専攻	52人
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人
	(従前の専攻)	
	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人

附 則（平成23年9月27日）

この学則は、平成23年9月27日から施行する。

附 則（平成24年2月28日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条の2第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に人文社会科学研究科の国際言語文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月24日）

この学則は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月19日）

この学則は、平成25年2月19日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則（平成25年6月25日）

この学則は、平成25年6月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に医学研究科博士課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の医科学専攻、感染制御医科学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学研究科博士課程の各専攻の平成26年度から平成28年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学研究科	医学専攻	30人	60人	90人
	(従前の専攻)			
	医科学専攻	75人	50人	25人
	感染制御医科学専攻	39人	26人	13人
	小計	144人	136人	128人

附 則（平成27年 月 日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度
教育学研究科	学校教育専攻	8人
	教科教育専攻	36人
	高度教職実践専攻	14人

琉球大学大学院学則案の変更事項を記載した書類

1 変更理由

教育学研究科に高度教職実践専攻を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 変更点

関係条項に高度教職実践専攻に関する記述を加えるとともに、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻の定員を改める。

琉球大学学院学則の一部改正に伴う新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 琉球大学学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。</p> <p style="text-align: right;">第1条の2～第2条 略</p> <p>(課程)</p> <p>第3条 觀光科学研究科及び農学研究科に修士課程、教育学研究科及び専門職学位課程、医学研究科に修士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科に修士課程、法務研究科に修士課程、保健学研究科に専門職学位課程を置く。</p> <p>2 人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。</p> <p>3 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うものとする。</p> <p>4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p> <p>5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。</p> <p>(専攻)</p> <p>第4条 研究科に次の専攻を置く。</p> <p>人文社会科学研究科</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 琉球大学学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p style="text-align: right;">第1条の2～第2条 略</p> <p>(課程)</p> <p>第3条 觀光科学研究科、教育学研究科及び農学研究科は修士課程、医学研究科は修士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科、理工学研究科は博士課程、法務研究科は専門職学位課程とする。</p> <p>2 人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。</p> <p>3 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。</p> <p>4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p> <p>5 法務研究科の専門職学位課程は、専ら法曹養成のための教育を行うものとする。</p>

博士前期課程	総合社会システム専攻, 人間科学専攻, 國際言語文化専攻							
博士後期課程	比較地域文化専攻							
観光学研究科								
観光学専攻								
教育学研究科	学校教育専攻, 特別支援教育専攻, 臨床心理学専攻, 教科教育専攻							
医学研究科								
修士課程								
医科学専攻								
博士課程								
医科学専攻, 感染制御医科学専攻								
保健学研究科								
博士前期課程								
保健学専攻								
博士後期課程								
保健学専攻								
理工学研究科								
博士前期課程								
機械システム工学専攻, 環境建設工学専攻, 電気電子工学専攻, 情報工学専攻, 数理科学専攻, 物質地球科学専攻, 海洋自然科学専攻								
博士後期課程								
生産工ネルギー工学専攻, 総合知能工学専攻, 海洋環境学専攻								
農学研究科								
生物生産学専攻, 生産環境学専攻, 生物資源科学専攻								
法務研究科								
法務専攻								
第4条の2	略							
(収容定員)								
第5条	大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。							
		修士課程	博士課程	専門職学位	修士課程	博士課程	専門職学位	

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程		課程程		博士前期課程		博士後期課程		課程
		入学定員	収容員	入学定員	収容員	入学定員	収容員	入学定員	収容員	入学定員	収容員	
略												
教育学 研究科	学校教育専攻	3人	6人					学校教育専攻	5人	10人		
	特別支援教育専攻	3人	6人					特別支援教育専攻	3人	6人		
	臨床心理学専攻	3人	6人					臨床心理学専攻	3人	6人		
	教科教育専攻	12人	24人					教科教育専攻	24人	48人		
	高度教職実践専攻										(新規)	
	小計	21人	42人					小計	35人	70人		
											略	
	合計	277人	554人	49人	177人	30人	76人	合計	273人	546人	57人	209人
												48人

略

第6条～第9条

(標準修業年限)

第10条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切

(標準修業年限)

第10条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行なう場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行なう等の適切

な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

第11条～第19条

略

(休学期間)

第20条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

3 休学期間は、第11条に規定する在学期間に算入しない。

第21条～第25条

略

(授業及び研究指導)

第25条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

3 専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行うものとする。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方面による授業を行るものとする。

4 前項における授業科目の授業は、専門職学位課程基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

第25条の3～第26条の3

略

(他の大学院における授業科目の履修等)

第27条 学長は、教育上有益と認めるとときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て10単

(休学期間)

第20条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 法務研究科の専門職学位課程 3年

3 休学期間は、第11条に規定する在学期間に算入しない。

第21条～第25条

略

(授業及び研究指導)

第25条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 研究科における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

3 法務研究科の専門職学位課程においては、前1項の規定にかかわらず授業のみを行うものとし、前項で定める教員が担当する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第27条 学長は、教育上有益と認めるとときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て10単

- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び法務研究科の専門職学位課程にあっては、
ぞれぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、24単位を超えない範囲で当該研究科
が認める単位を修得したものと見なすことができる。
 - (2) 法務研究科にあっては、36単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得
したものとみなすことができる。
- 4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定
めめる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第27条の2** 研究科において、教育上有益と認めるとときは、学生が大学院に入学する前
に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大
学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生とし
て修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修に
より修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学
及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研
究科委員会等の議を経て、前条の規定により修得した単位と合わせて10単位を超えない
範囲で認めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び法務研究科の専門職学位課程にあっては、
ぞれぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、前条の規定により習得した単位と合わ
せて24単位を超えない範囲で認めることができる。
 - (2) 法務研究科にあっては、前条の規定により修得した単位と合わせて30単位（同条
第2項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲
で認めることができる。

第27条の2～第31条の4 略

（教育学研究科の専門職学位課程の修了要件）

- 第31条の5** 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、
48単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培
うこととして小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む）を
修得することとする。

第27条の2～第31条の4 略

（新規）

略

位を超えない範囲で認めることができる。ただし、法務研究科にあっては、36単位を
超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

- 3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定
める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第27条の2** 研究科において、教育上有益と認めるとときは、学生が大学院に入学する前
に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大
学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生とし
て修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修に
より修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学
及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研
究科委員会等の議を経て、前条の規定により修得した単位と合わせて10単位を超えない
範囲で認めることができる。ただし、法務研究科にあっては、前条の規定により修得
した単位と合わせて30単位（同条第2項ただし書の規定により30単位を超えてみな
す単位を除く。）を超えない範囲で認めることができる。

3

- 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学
及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研
究科委員会等の議を経て、前条の規定により修得した単位と合わせて10単位を超えない
範囲で認めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び法務研究科の専門職学位課程にあっては、
ぞれぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、前条の規定により習得した単位と合わ
せて24単位を超えない範囲で認めることができる。
 - (2) 法務研究科にあっては、前条の規定により修得した単位と合わせて30単位（同条
第2項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲
で認めることができる。

略

第27条の2～第31条の4 略

（新規）

略

- 2 前項の在学期間に關しては、第27条の2第1項の規定により本学教育学研究科の専門職学位課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職学位課程において修得したもとのとみなす場合であつて当該単位の修得により同専門職学位課程の一部を履修したことのあるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本学教育学研究科専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるとときは、大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、第1項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位の授与)

- 第32条** 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
 3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。
 4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第32条の2** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
 2 大学院において当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
略			
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学 理科、音楽、美術 保健体育、技術、 家庭、英語
教育学研究科	学校教育専攻		国語、地理歴史、 公民、数学、理科

- (学位の授与)
- 第32条** 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

- (教員の免許状授与の所要資格の取得)
- 第32条の2** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
 2 大学院において当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、次の表に掲げるところとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
略			
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学 理科、音楽、美術 保健体育、技術、 家庭、英語
教育学研究科	学校教育専攻		国語、地理歴史、 公民、数学、理科

	高等學校教諭專修免許狀	音樂, 美術, 工芸 保健體育, 家庭, 工業, 英語, 情報	音楽, 美術, 工芸 保健体育, 家庭, 工業, 英語, 情報
	幼稚園教諭專修免許狀		
特別支援教育專攻	特別支援學校教諭專修免許狀 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育專攻	特別支援學校教諭專修免許狀 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
臨床心理學專攻	(削除)	小學校教諭專修免許狀	小學校教諭專修免許狀
	中學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀	中學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀	中學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀
	國語, 社會, 數學 理科, 音樂, 美術 保健體育, 技術, 家庭, 英語	國語, 地理歷史, 公民, 數學, 理科 音樂, 美術, 工芸 保健體育, 家庭, 工業, 英語, 情報	國語, 地理歷史, 公民, 數學, 理科 音樂, 美術, 工芸 保健體育, 家庭, 工業, 英語, 情報
	高等學校教諭專修免許狀 (削除)	小學校教諭專修免許狀	幼稚園教諭專修免許狀
教科教育專攻	小學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀	小學校教諭專修免許狀 中學校教諭專修免許狀	國語, 地理歷史, 公民, 數學, 理科

		高等学校教諭専修免許状 (削除)	音楽, 美術, 工芸 保健体育, 家庭, 工業, 英語	音楽, 美術, 工芸 保健体育, 家庭, 工業, 英語
		小学校教諭専修免許状		幼稚園教諭専修免許状 (新規)
	高度教職実践 専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学 理科, 音楽, 美術 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語, 宗教	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科 音楽, 美術, 工芸 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 工業, 英語, 情報, 農業, 商業, 水産, 福祉, 宗教
		高等学校教諭専修免許状		幼稚園教諭専修免許状 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状
				略

第33条～第39条

略

附 則 (平成 年 月 日)
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定にいかがわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度
教育学 研究科	学校教育専攻	8人
	教科教育専攻	36人
	高度教職実践専攻	14人

琉球大学大学院教育学研究科委員会規程（案）

平成2年4月1日
制定

（趣旨）

第1条 この規程は、琉球大学大学院学則第8条第2項の規定に基づき、琉球大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の学位課程を担当する教員の選考に関すること。
- (2) 専攻等の設置及び廃止に関すること。
- (3) 教育課程の編成及び運営に関すること。
- (4) 入学者選抜に関すること。
- (5) 課程修了の判定に関すること。
- (6) 学生支援に関すること。
- (7) その他研究科に関する重要事項

（組織）

第3条 研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
 - (2) 研究科の学位課程を担当する専任の教員
- 2 前項に規定するもののほか、研究科委員会が必要と認めたときは、研究科の学位課程を兼担する教員を委員に加えることができる。

（会議）

第4条 研究科委員会は、研究科長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があったときは、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるとき又は欠けたときは、研究科長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第5条 研究科委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、研修、出張、休職、休暇、その他の理由により不在が公に確認された者は、委員の数から除くものとする。

2 研究科委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第5号に定める事項については、出席委員の3分の2以上をもって決する。

4 研究科委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 研究科委員会に関する庶務は、教育学部事務部において処理する。

(専修主任会議及び教務委員会)

第6条 研究科委員会は、その運営を能率的に行うため、専修主任会議及び教務委員会を置き、その権限の一部を委任することができる。

2 専修主任会議は、各専修の主任及び高度教職実践専攻長をもって構成され、研究科長が招集しその議長となる。

3 教務委員会は、各専修及び高度教職実践専攻を代表する委員をもって構成され、研究科長が指名する委員長が招集しその議長となる。

(雑則)

第7条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。